

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	9:50~10:42
事 業 番 号	17	所管部課名	政策調整部 人権啓発課
事 業 名	地域福祉文化交流センター管理運営事業		
事業仕分け結果	(4) 市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	—	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	4名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化（NPO、地域団体含む）	1名	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成9年を境に施設の役割が変わったので、機能を否定するものではないが、別の施設ですれば良い。 ・古い施設なので、今後、維持管理費もかかるので施設を民営化なり地域に譲渡すれば良い。その意味で民営化とした。 ・機能は残して、施設についてのみ民営化と考える。 ・相談業務は別の施設ですれば良いのではないか。 ・開かれた状況をつくるために公民館などのほかの地域の施設に来てもらうことが大事と考える。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
・市全体としては生涯学習センターや公民館があるが住み分けはどうなっているか。	・交流センターは人権問題に関わる役割を担っている。生涯学習センターは市民全体が対象。交流センターも市民全体が対象だが福祉ブロック単位をそれぞれ対象範囲としている。
（コーディネーター） ・5館のエリアの中に公民館はあるか。	・ある。
・人権問題のみを対象とするのか、範囲を広げて市民全体に利用できるようにするのか。	・枠を拡げて地域福祉の役割を担っているが今後も引き続きその必要があるのか検討中。
・縦割りではなく、市全体としてどう考えているか。担当課としては人権問題に特化するつもりか。	・人権問題のみに特化とは考えていない。

<p>・交流センターと公民館の役割の違いは何か。これからの交流をどうしていくのか。</p>	<p>・交流センターは生活上の諸問題の相談業務が主である。以前は軽微な相談もあったが、現在は自立された。一方で、自ら関係機関に相談に行き、福祉事務所や民生委員につなぎながら相談している内容もある。交流センターでも5館の中には、公民館業務に近い館もあれば、重い相談業務のある館もある。地域間格差があり検討段階に入った。</p>
<p>・生活困難層はどれくらいいるのか。対象者の市民とは何か。</p>	<p>・対象者は福祉ブロック内の全市民。生活困窮者の把握は多い地域・少ない地域はどこか、検討委員会を始める前に調査を始めている状態である。</p>
<p>・利用者は福祉ブロック内の人だけなのか。</p>	<p>・館によっては公民館の分館の様な利用として、交流がどんどん進んでいる。</p>
<p>・同対法が終わって、行政側が役割を意味づけただけ。今現在の利用者は公民館と全く同じではないのか。</p>	<p>・平成9年までは同和地域及びその周辺地域という狭い範囲を対象としていたが、現在は福祉ブロックまで拡げている。</p>
<p>・範囲は分かったが、内容は平成9年以降どう変わったか。</p>	<p>・交流センターでは地域福祉を推進するためにも社会福祉協議会から職員派遣を受け事業をしている。というのは、平成9年の段階で、それまでの同和对策事業の中で自立に結びつかなかった層に対して、一般施策に工夫をこらす中で解決に結びつけていこうとしたもの。</p>
<p>・平成9年で位置付けが変わったのか。</p>	<p>・変わった。</p>
<p>(コーディネーター) ・一旦整理するが、昭和35年からの事と、平成9年からの事を分けて考える必要がある。評価者側は交流センターでなくても公民館で出来ると考えている。</p>	<p>—</p>
<p>・事業費は何に使われているのか。</p>	<p>・修繕、光熱水費などの管理運営費が主である。</p>
<p>・社会福祉協議会の人件費は入っているのか。</p>	<p>・入っていない。</p>
<p>・人件費が事業費を上回っているが、事業していないのに、なぜこんなに人が要るのか。</p>	<p>・1館あたり約3人を配置。相談員は置いておらず、職員が対応している。</p>
<p>・貸館の稼働率はどれくらいか。皇子が丘市民会館の開館日数は。 ・利用日数は109日なので、開館日数の半分しか利用していないのではないのか。</p>	<p>・開館日数は220日程度である。</p>
<p>・公民館などと比べて利用率はどうか。</p>	<p>・差はある。</p>

<p>・3人配置はどうか。</p>	<p>・館外業務や休みもあり、館の運営や来館者対応もあるので3人体制としている。</p>
<p>・相談業務を別の所ですて、相談員をそちらに配置してはどうか。</p>	<p>・5館で地域差があり、転用も含めて検討に入っている。</p>
<p>・県補助金4千万円がなくなっている理由は何か。</p>	<p>・大津市の事業の進め方とは違うことから、受給しないこととした。</p>
<p>(コーディネーター) ・補助を受けず、一般財源が必要なら、23年度まで結論を待たずに、早く結論を出すべき。</p>	<p>—</p>
<p>(コーディネーター) ・利用者の延べ人数ではなく、純人数は。</p>	<p>・5千人程度である。</p>
<p>(コーディネーター) ・1日平均7人程度の事業に税金を使うのはどうかと思う。</p>	<p>—</p>

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	10:45~11:25
事業番号	18	所管部課名	産業観光部 産業政策課
事業名	(補) 中小商業団体活動基盤強化事業		
事業仕分け結果	(4) 市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	—	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	4名	
	(5) 市実施 民間委託	1名	
	(6) 民営化(NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポイントカードの市民への周知や広報がもっと必要である。 ・ 「ここにしかない」というオンリーワン商品の開発が必要である。 ・ 市の施策として「経済振興」という大きな括りで取り組むべきである。 ・ 市職員自らが商店街で買うなど能動的に取り組めば地域はついてきてくれるはずである。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・ 事業概要説明（省略）
・ 各対象事業費の額を知りたい。	・ 平成20年度決算で、事業費538万7千円のうち、地域商店街振興事業費361万4千円、調査研修事業費71万円、福利厚生事業費18万3千円、機関紙発行事業費32万5千円、補助対象外経費として合同売出事業の買物券等が55万5千円である。
・ 平成19年度から3年間の組織強化期間の効果は。	・ すみれカード事業の普及による商店街連盟の基盤強化と商店街の振興を目的とした。参加店186店、参加率23%を240店、30%に拡大を目指し、事業費4分の1で補助。現在は諸般の事情から165台となっている。
(コーディネーター) ・ 導入対象は720店でよい。	・ 小売店のみが加入対象となるので、その4分の3程度。

<ul style="list-style-type: none"> ・大津市商店街連盟は、どこの場所を指すのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアは大津市全体である。
<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントカードの利用度は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械を設置している加入店は約3割。買う方の利用者はわからないが、金額的には約1,500万円程度の利用である。
<ul style="list-style-type: none"> ・すみれカードの周知、呼びかけ、広報はどのような形で実施しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入店に取り扱いについてのお知らせシールを貼る他、大津市商店街連盟のホームページに掲載。4万円利用で550円を還元と、率は低いが銀行で現金還元が可能。バスやタクシーにも利用できるなど、ポイントを利用しやすい環境を作り、周知を図っている。
<ul style="list-style-type: none"> ・私も市民だがすみれカードは知らなかった。もっと市民に定着するようにPRすべき。ホームページ掲載だけではだめだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大津市商店街連盟が年二回発行する商連ニュースでも紹介している。ニュースは支所にも置いている。各店の周知努力も必要と考えている。
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額が平成19年度から増えているが。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算ベースで増えているだけであり、予算は370万円である。
<ul style="list-style-type: none"> ・市が関与するのは補助金だけなのか。大津市商店街連盟以外にも補助金が出ているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の商店街に対しても補助金を出している。
<ul style="list-style-type: none"> (コーディネーター) ・大津市商店街連盟の役割とは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の商店街では取り組みにくい、統一シンボルマークの作成や、すみれカードの導入など、全体としての連携が目的である。
<ul style="list-style-type: none"> (コーディネーター) ・大津市商店街連盟にはプロパー職員はいるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週4日勤務の事務局長1名と半日勤務のパートが1名である。
<ul style="list-style-type: none"> ・大津市商店街連盟が現在行っている事業等の商工会議所など他団体への移管は無理か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が若干違う。個々の商店は商工会議所等にも加入しているが、大津市内は南北に広く、商工団体も4つある。商工会議所のエリアだけではカバーしきれない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業成果の内容及び書き方が間違っていると思う。客を呼び込むこと、売上を上げることが目標なら、すみれカードの導入は「手段」であり成果ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上額の把握は難しい。大津市商店街連盟だけの合計などはわからない。
<ul style="list-style-type: none"> ・きちんとした成果がわからないと、施策の妥当性がわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指標は、売上高と来街者数だと考えている。今年は小売店の状況を調査把握しようと思っており、売上も含めて調べたい。商店街についてはアーケードに設置した機械で来街者数を把握できるところもあるが、正確な来街者数の把握は難しい。

<p>・売上高は難しくても集客数はある程度わかるはず。大型店との比較なども出来る。商店側と腹を割らないと本当のところはわからない。</p>	<p>・連盟、個店に随時の調査はしている。コミュニティとしての商店街の役割は大きい。コンビニや大型店とは客層が違うはず。特に高齢者などの買い物弱者をいかにして商店街に呼び込むか。買い物にプラスの付加価値をつ</p>
	<p>けていきたいが、高齢化など商店側内部の問題もあり、どこまで市が踏み込むか、検討しながら実施したい。</p>
<p>・商店街に対する市民のニーズは把握しているのか。</p>	<p>・株式会社まちづくり大津などを通じたアンケートがある。結果としては、商店街に対する市民感情は厳しい。店に魅力がないと結局は行かない。</p>
<p>・その認識は市も商店街も同じということでは。</p>	<p>・はい</p>
<p>・住居を兼ねた商店はいくつあるのか。</p>	<p>・わからない。店は商店街にあっても、家は近くに別という住み分けも増えている。</p>
<p>・家と店が一緒でないと地域に根ざせないのでは。</p>	<p>・必ずしもそうではないと考える。</p>
<p>・大型店との差や違いを明確にし、もっとニーズをあげるべきではないか。また、都市計画課だけが中心市街地の活性化に取り組むのではなく、全体で取り組むべきだ。都市計画という部分からの見直しが必要である。</p>	<p>・個々の商店街のにぎわいが全体につながると思っている。「大型店と地域」といった連携や取り組みのなかで、「大型店と地域商店街」との連携も依頼している。競合ではなく連携が必要だと大型店にも働きかけている。</p>
<p>(コーディネーター) ・各商店街への補助金額はいくらか。</p>	<p>・平成21年度事業としては、ソフト事業は一箇所のみで45万円、ハード事業は商店街灯の電気代やアーケードの修理に537万2千円、中心市街地の関係でソフト事業が60万円、中心市街地限定の空き店舗対策が60万円弱である。</p>
<p>・補助金額が少ないと思う。そういう市の姿勢にも問題があるのではないかと。各商店街だけに任せても無理だ。行政が引っ張るべき。そういう気持ちはあるか。</p>	<p>・中心市街地活性化事業基本計画も始動しており、様々な事情でうまくいかない部分もあるが、市も動いている。商店街にも話に行き、中にも入っていったが、市と商店街がともにやる気にならないと動かない。動く気持ちさえあれば利用できる制度はある。</p>
<p>・事業の経緯のところで、補助率見直しの経過を説明して欲しい。</p>	<p>・平成5年度以降、平成14年度までは事業費の80%、予算の範囲内で実施。平成15～16年度は4分の3、平成17年度から現在は3分の2である。</p>
<p>(コーディネーター) ・補助金額は少ないと思う。価格で大型店に勝てない小売店は、地域の特徴がある商品や防犯など、商売以外の付加価値等が必要。そういったコーディネート機能を市</p>	<p>・大津市商店街連盟としても、緊急時対応やトイレ利用などの取り組みはされている。また、商店主の意識改革等の部分についても大津市商店街連盟には期待している。</p>

が担うべきでは。

・まちなか交流館を商業振興施設に特化した形で再オープンした。施設内にはチャレンジショップも作り、指定管理者で運営している。

大津市平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	11:30~12:20
事業番号	19	所管部課名	産業観光部 観光振興課
事業名	観光案内所管理運営事業		
事業仕分け結果	(6) 民営化 (NPO、地域団体含む)		
内 訳	(1) 不要	1名	
	(2) 国及び県実施	-	
	(3) 市実施 現行通り	-	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	1名	
	(5) 市実施 民間委託	1名	
	(6) 民営化 (NPO、地域団体含む)	2名	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内所の場所が分りにくく、利用者も少ないことから随時廃止し、呼び込む施策が必要であることから集客に力を入れる方向に転換していくべきと考える。 ・駅等に観光案内所があるが、車で来津する観光客が多いことから見直しが必要。国際都市大津というなら、外国語のパンフレットも作っていくべきではないか。 ・地域の活性化ということからも民間の発想やアイデアは必要であり、民営化していく方が良いのではないか。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
<p>(コーディネーター)</p> <p>・この事業にあがっていないが、他にも市内に観光協会はあるのか。それらはこういった形で運営され、補助金等は出ているのか。</p>	<p>・市内に観光協会は全部で11ある。大津は合併をしてきているので、それぞれの地域にあった観光協会が事業の内容に差はあるが残っており、観光案内やイベントだけを行ったりしている。旧志賀町域の観光協会においては、管理運営補助という形になっている。</p>
<p>・市の顔ともいえる観光案内所であるが、例えば、JR大津駅の観光案内所が目につく所がなく、どこにあるのか分りにくい。このような状態では必要とは思えない。コンビニエンスストア等にパンフレットを置くほうが良いのではないか。</p>	<p>・駅舎の中にある案内所ということで、いろいろと制約があって確かに分りにくい面もあるが、改善策が今のところない。しかし、大津市内には観光資源も多く、利用者もあり、観光案内所の必要性はあると考えている。</p>

<p>・観光案内所の利用状況からみても、来てもらった人にサービスすることも必要だが、その前に例えば京都等で大津をPRして集客する方に優先順位を高くおくべきではないか。</p>	<p>・確かに京都は観光客が多いので、京都駅等でどのように大津をPRしていくのか検討はしているが実行するのは困難である。</p>
<p>・観光客の動向調査はしているのか。交通手段は何が多いのか。</p>	<p>・動向調査は今後する予定である。観光客は、車で来られる方が多く、次に公共交通機関利用者である。</p>
<p>(コーディネーター)</p> <p>・大津に観光で来られる方の交通手段の割合で車が多いのであれば、そういった観光案内所づくりが必要ではないか。</p>	<p>—</p>
<p>・観光案内所を分りやすく、案内板も分りやすくするために、もっとアイデアを出していくべきで、任せっきりになっていないか。駐車場の確保や高齢者にも分りやすい対策が必要ではないか。</p>	<p>—</p>
<p>・京都の1日観光バスのようなものが大津にはないが、市内には多くの観光場所があるので、今後の課題として点を線で結ぶような観光事業を展開していくべきではないか。</p>	<p>・観光交流基本計画のなかで「結の観光」ということで各地域の観光資源を結び、人と人を結んでいく「連携」を重要と考えている。それを実行していくために、まず観光客を増やし需要を高めていくことが課題となっている。</p>
<p>(コーディネーター)</p> <p>・この観光案内所管理運営事業以外の観光事業に係る費用はどれくらいか。</p>	<p>・全体で4億9,300万円、そのうち人件費が8,200万円となっている。維持管理や施設整備事業にかなりの費用をかけている。</p>
<p>・管理運営委託は、指定管理にあたらぬのか。</p>	<p>・案内等のサービス提供が主な事業であり、収益が上がらないため指定管理を実施しても委託と大差がないと思われる。</p>
<p>・リピーター調査をしているか。</p>	<p>・これから実施する予定であるが、平成18年度の宿泊施設等で実施したアンケート調査では、約7割が2回以上来津している。</p>
<p>・今後の観光協会のあり方を考えていくうえで、市内の観光協会が集まって話し合う機会はあるのか。</p>	<p>・定期的集まって意見交換等している。将来的には1つに統合ということも検討していく。</p>
<p>・他の観光協会は何で運営を維持しているのか。</p>	<p>・会員の会費やイベント事業の補助金、協賛金等で運営している。</p>

平成21年度大平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	13:01 ~ 13:47
事 業 番 号	20	所管部課名	産業観光部 農林水産課
事 業 名	「おおつのやさい・花き」ブランド化推進事業		
事業仕分け結果	(4) 市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	—	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	5名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化 (NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会運営補助と成果が繋がらない。金は行政が出し、農家が実施している。現状を他の方法でフォローできないのか。 ・一定の役割はあると考える。主要3品目以外の品物を手当てして欲しい。 ・今後、B規格品も含めた場の提供が必要になる。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
・（コーディネーター） 事業名が地産地消の事業に変わって、新規が「米粉普及促進事業」ということでよいか。	・そうである。
・主要3品目にかかる補助は。	・大津市からの補助はない。出荷協議会の活動費に対する運営補助である。
・製粉機は誰が購入しているのか。	・JAに対し4分の1の補助を出している。
・今年度のみか。	・製粉機は今年のみである。
・「魅力ある農業の振興を図る」とあるが、具体的な市の関わりは。	・JAと滋賀県と協力し、大津市の特性を考えて対応していく。月1回のペースで検討会も実施している。市民にとって求められているものは何か。市民が「大津の米や野菜はよい」と思っただけが使命である。
（コーディネーター） ・市の主要3品目を売り出したいという意思はどこで伝	・ロットが大きく規格が揃わないと卸売市場で売れな

わるのか。	い。生産量が多いことが必要である。
・ロットが少ないことに対する施策は。	・ロットが多い順に卸売市場、グリーンファーム、朝市、無人販売所となる。それで売り先が決まってくる。
・市民の需要に対して3割しか供給できない現状について費用対効果もあわせ、どう考えているのか。	・市街化農地に係る税負担、中山間の獣害被害もある中で協力して良いもの売っていきたいと考えている。
・そうした中で農業振興をどうしていくのか。	・農業振興地域で農業を守っていくことを基本としている。守りたいが守りきれない状況もある。
(コーディネーター) ・市内を対象範囲としたものか。事業名が変わって地産地消でよいのか。	・ ・地元産の農作物を求める消費者の動向と生産量から地産地消に方向転換した。
・品評会で農業者の意欲は高まるのか。 ・市民の立場でそれが良いとは限らない。規格外でも安く売れたら良いのでは。	・質も高まり、励みになる。 ・選ばれるものは高く売れる。
(コーディネーター) ・規格外(商品)も安く売る方向になっているのか。	・先に述べたようにロットの大きさ、規格などにより、概ね卸売市場、グリーンファーム、朝市、無人販売所の順に販売されており、できるだけ価格を確保できるよう努力している。
・運営費補助を毎年支出しなければいけないのか。	・期限があるものではないし。経営基盤も弱い。
・頼っているのでは。	・頼っていない。労賃すら出ない状況である。
・だから40万円を支出しなければならないのではない。	・ないとだめになる。甘えではない。
(コーディネーター) ・協議会に対する補助金を個々に振り分ける方が効果的では。	・所得保障的な施策になるのではないかと。日本は所得補償制度がない。消え入る農業を支援することが使命である。 ・大津市の平均的な1戸当たりの農地面積で米を作ったら、売り上げは70万円ほどしかない。一方、資材費や農機具代などの費用が70万円以上も必要であり、労賃すら出ない現状である。この厳しい現状を理解して頂きたい。
・その70万円の収入を上げる必要があるのでは。	・上げる施策を講じている。品質のいいものは高く売れる。しかし、限界があることを理解して欲しい。
・ブランド化によりどれだけ売れているのか。	・記載のトン数だけ売れている。

<ul style="list-style-type: none"> ・支援することで生産者のメリットになればいい。 	<p>—</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業に対する支援は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会、朝市など広範囲である。金銭補償は考えていない。
<p>(コーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場出荷量が減ったことはプラスと思った。個人農家の出荷が増えることは成果では。市場の出荷量を指標としておりわかりにくい。地産地消からいえばこの指標がすべてではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人農家についてもJA等と議論している。他の指標も検討していく必要はある。ブランド化事業としての位置づけからこの指標となった。
<ul style="list-style-type: none"> ・儲からない、価格が低いのは農作物の評価基準の問題では。ニーズを分析し、購買者目線を。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物価格が低いのは、構造的な問題であり、いくら購買者目線になっても限界があることを理解して欲しい。

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	13:50~14:27	
事業番号	21	所管部課名	産業観光部 農林水産課	
事業名	獣害・病害虫等防除事業			
事業仕分け結果	(4)市実施 内容・規模見直し			
内 訳	(1) 不要	①獣害	—	②病害虫 2名
	(2) 国及び県実施	①獣害	—	②病害虫 —
	(3) 市実施 現行通り	①獣害	2名	②病害虫 1名
	(4) 市実施 内容・規模見直し	①獣害	3名	②病害虫 2名
	(5) 市実施 民間委託	①獣害	—	②病害虫 —
	(6) 民営化 (NPO、地域団体含む)	①獣害	—	②病害虫 —
【事業仕分け判定に係る意見】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病害虫防除の補助は段階的に廃止すべき。集団でやるのは良いが、補助金でなくてもよいと思う。 ・ 獣害は人災の側面もあるが、政策的判断で補助金の拡大も必要である。 ・ 補助金は公平性が必要なので、病害虫防除は、農家は農家の責任でやればよい。 ・ 獣害は税金使用してでも強化すべき。特措法を利用すべきである。 				

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・ 事業概要説明（省略）
・ 薬剤散布補助はあまり聞かないが、なぜしているのか。	・ 集団で散布するよう誘導するための補助金である。
・ 散布は農家の義務ではないのか。	・ 収穫確保のためには当然散布するが、集団でしないと効果が薄く、屋間に散布すると拡散するなどの問題もあり、適切な散布を誘導するために補助している。
・ では、補助のない他都市は病気になるのか。	・ 地域差はある。大津市は兼業農家多いので共同防除が重要である。
・ 個人でしている人はどうなのか。	・ 75%が共同防除している。残り25%は個人の都合でできないなどの理由がある。
・ 100%一緒にしないと意味がないのではないか。	・ 75%もしていると考えている。
・ 25%がしてないと意味がないのではないか。	・ 個人の都合もあり、共同防除をしておられない。しかし、地域ごとに行っているため、効果がある。
・ 25%してない人があって効果があるのか。	・ 地域が違うので共同防除している人は、問題はない。

・無農薬でブランド化したい人はどうなるのか。	・その点は問題であるが、無農薬のために雑草がはびこったり病気になるので難しい。
・選択枝の1つが無農薬ではないのか。近年、薬剤散布は減ってきているのではないのか。	・無農薬は技術的に難しい。減農薬を進めるために共同防除をしている。
・減農薬の地域はどうか。	・県の減農薬の指針に添ってしておれば補助できる。
・自分の米は消毒しない農家もいるなかで、流れに逆行してないのか。	・最小限の防除をしているのが75%であり、補助を出して誘導している。農薬を多くかけている訳ではない。
・本来、散布は農家が自分でするものだが、補助金を出しているのは、散布を一緒にして欲しいからか。	・適切な方法でして欲しいからである。
・農家なら補助がなくても適切な方法をするのではないのか。補助金がなくなれば、農家は防除しないのか。	・すると思うが、75%から割合は減ると思う。
・補助金を支出してルール作りをしているということか。	・はい。
・25%の人は最低限のことをしていないのか。	・様々な理由があり出来ていないと思う。
・防除できない時に、代わりに農薬散布する人はいるのか。	・あるが費用が必要になる。
・防除しなかった人は被害にあってもよいのか。生産者が損するのはいいのか。	・生産者の判断である。
・昔は75%より高かったのか。	・データはないが高かったと思う。
(コーディネーター) ・被害の現状はどれくらいか。	・いもち病が大発生すると収穫は皆無になる。除草剤をまかないと収穫は半分くらいになると思われる。
・獣害被害の面積はどれくらいか。	・面積は把握していないが、鹿や猿が増えてきて、食害は増えている。それにあわせて被害額も増えてきている。
・損害を受けても個人のことであり、市が補助するのは政策的に必要だから。	・農業の厳しい状況を理解していただきたい。
・県の支出が減るのは電気柵のことか。	・特措法でいろいろな動物に対応できる柵が対象になった。山裾では要望が多く、特措法で柵を作るので、金額が減っている。
・望まれている地域はどれくらい。	・全市から要望がある。
(コーディネーター) ・申請は集落単位か。	・はい。
(コーディネーター) ・要望は多いが、どこを実施するのかは市が決めるのか。	・できる範囲の中で市が決めている。

<p>・電気柵は費用がかかるので、補助率が高くてでも農家の方は出来ないのではないのか。</p>	<p>・無理なところもあると思う。</p>
<p>・猿は全体を囲わないとダメなので、完璧にするのは難しいがどうか。</p>	<p>・特措法で対応しているが、完璧ではない。</p>
<p>・電気柵に特化する考えはあるか。</p>	<p>・特措法は3年間なので困難。</p>
<p>(コーディネーター)</p> <p>・まずは、被害額の把握が必要である。</p>	<p>・収量に変動が大きく、獣害に特定した被害額の算出は、極めて難しいことをご理解頂きたい。</p>

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	14:30~15:30
事業番号	22	所管部課名	産業観光部 田園づくり振興課
事業名	(補)土地改良区運営補助事業		
事業仕分け結果	(4)市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	—	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	5名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化(NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主旨は分かるが、運営補助金を支出する根拠が分らない。 ・補助金を出すことで事業を促進するのではなく、自らのこととして農業者に取り組んでもらいたい。 ・農家の人には理解されるだろうが、税金の有効な使い道としてはあまりにも特定されすぎており、もう少し一般納税者の理解が得られるよう検討すべきである。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明(省略)
・補助金の8割抑制については、大津市の補助金が一律抑制されている中での実施分という理解でよいか。	・はい
・類似事業はないということだが、運営補助以外に1,500万円支出しているとホームページに記載されているが。	・土地改良区運営補助以外に、基盤整備事業の実施に対して補助金が出る。
・250万円の使途内訳は。	・改良区事務員の人件費
・事業費と人件費両方に補助を受け、土地改良区は主体的に何を行うのか。事務員は何をするのか。	・水の確保が容易な平地で、比較的規模の大きい土地改良区がある彦根市などは、個々の農家の負担が少なく済む。対して大津市は、地形的に中山間地域にあたり、棚田も多く、水も山川からのものを利用するなど、谷間の小規模な農地においては、個々の農家の負担も増え、基盤整備事業(水路設置・ポンプ場)や完成施設の維持管理にお金がかかる。

	・事務員には登記の手続きなどをしてもらっている。
・規模が大きいと運営経費がいらぬということか。	・個々の負担が少なくなる。
・そもそも土地改良区は法人。定款の中には一定の賦課金規定がある。公益性ありということで補助金を出しているようだが、法人として土地改良区が実施する事業と、公金（補助金）が支出される事業の違いは何か。	・土地改良区と補助事業を同列に並べるのは難しい。 ・土地改良事業は農地農家が直接利益を受けるので、基本は利益を受ける者が自分で負担しなさいとなっている。その賦課金の徴収なども改良区の仕事である。
・補助金を出している事業は何か。	・基盤整備事業と土地改良区運営事業である。
・補助金がないと進まないということか。	・補助金を出すから進むと理解してもらいたい。
・昭和60年から実施しているが、いつまでするのか。今後の目標は。	・基本計画に基づき、旧志賀町エリア分とあわせて1,500ヘクタールが目標。今は1,050ヘクタール。65%程度完成している。
・1500ヘクタールの根拠は何か。	・基本計画に基づいた農地の保全整備のため。
・補助金がないと進まないのか。さらに、20～30年と支給を続けるのか。	・補助金があった方がよいと思うが、もう一つの選択肢としては直営がある。
・補助金の代わりに職員、人的な負担ということか。	・お金がないと動かない。事業参加者負担も大きくなる。
・必要な事業であれば、補助金無しでも実施するのでは。	・現状、農業に投資する経費が生み出せない。やりたくても市からの支援がないと実施できない農家が多い。
・事業費が出ているのに、さらに人件費を出す意味がよく分らない。	・農業基盤整備事業を実施する場合、国が50%、県が25%、市が15%の事業補助を実施している。本人は残りの1割を負担。(例)1反 300万→本人負担30万。それ以外に運営経費が600万円から700万円かかるため、その経費の一部を市が負担している。
・運営経費600万円～700万円は一つの改良区あたりか。	・はい
・基盤整備事業のための事務員配備なのか。	・基本的に事業実施期間中は事務局長1人、事務員1人、パート1人の3人体制が多い。事業完了後は1人体制である。
・事業費と運営費は一つで良いのでは。分ける意味はあるのか。担い手補助金はいつまで実施するのか。	・担い手補助金は、事業実施期間の5年から7年間のみ。事業内への運営費組み入れについては、国からの事業費の一部に運営費が含まれているが、それを除いた分に対して補助している。
・彦根市等は事業実施規模が大きいので運営補助はないとのことであった。大津の場合は受益面積が50ヘクタール以上と大きくなった方が補助金単価が上がって	・彦根市については昭和46年くらいから整備事業が実施されており、当時から続く土地改良区が大規模事業を担っている。当市では、土地改良区自体の設立や整備も

<p>るのはなぜか。</p>	<p>目的としているため、運営費を補助している。</p>
<p>・今年度の整備規模はどのくらいなのか。</p>	<p>・上仰木で28.8ヘクタール、関津で26.6ヘクタール、佐川で6.2ヘクタールである。</p>
<p>・補助金のチェック体制は。</p>	<p>・年度末に実績報告書をもらい、人件費などを対象経費として確認している。</p>
<p>・事業費内の運営費だけでは運営できないということか。</p>	<p>・はい。</p>
<p>・旧志賀町は運営経費補助がなかったとのことだが、直営だったのか。これからは大津市の方針でいくのか。</p>	<p>・旧志賀町については、平成13年くらいから県が事業主体となり、地域に土地改良組合を作って、町が中心になって事業を進めていた。今後は土地改良事業も少なくなり、施設の維持管理が改良区の主な仕事になることから、国は改良区の統合を進めており、そういった国・県の方針で土地改良区を作らず市直営が増えている。</p>
<p>・市直営にしようかと検討したことはないのか。</p>	<p>・土地改良区への資金投下で動いてもらう方が効率が良い。土地改良事業は、地元が自主的に進めるべきもので、その後の施設管理も、地元の財産として地元で行ってもらわねばならない。事業完了後の施設維持管理も含めて土地改良区に依頼することが大津市のねらいである。</p>
<p>・基本計画はあっても、土地改良区自体が実施を拒否すれば事業はしないということか。</p>	<p>・事業者自らが行うというのが土地改良事業なので、遅れている現状はある。</p>
<p>・事業には補助するが、運営は地元の自己負担ということにはならないのか。</p>	<p>・実施を地元でしてもらうのだから、市は補助金を出して協力する、というのが他市との違い。</p>
<p>・補助金を出す明確な根拠が分らない。お金はある方が良いという理屈なのか。補助金を支出しない場合の算定や検討をしてないのか。どこかで見直すべき。</p>	<p>・運営補助金250万円の根拠は、事務局長（嘱託職員並）の人件費として。受益面積が広がった場合には、そこにパート人件費分が上乗せされている。</p>
<p>・算出根拠ではなく、補助金の要、不要についてはどうか。</p>	<p>・補助金がなくなれば推進は難しい。これだけの支援をして、農地を守ってくれとお願いしているのが現状。</p>
<p>・農地等は市のものでなく、個人の財産ではないのか。</p>	<p>・農道や水路については、個人の土地を提供してもらって作っている。それは、単に個人資産が減るということではなく、結局はそういった施設がないと困るのだからと説明している。</p>
<p>・その説明だと、各個人の土地の価値が上がるのだから、補助金を出す根拠にはならないと思う。</p>	<p>—</p>

平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	15:25~16:05
事業番号	23	所管部課名	産業観光部 公設地方卸売市場
事業名	市場協会等運営補助金事業		
事業仕分け結果	(4)市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	1名	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	4名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化(NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市がある程度のイニシアティブをとって、大型量販店への販路拡大等の将来的な展望を立てて運営を図っていく必要があり、補助金のあり方をもう一度よく考えて見直すべきである。 ・イベントを盛況にしているが、消費者側のニーズ調査も必要だと思う。 ・施設建設費の償還費を除けばある程度の黒字であるから良いが、今後、赤字になった時のことも考えていかなければならない。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
・具体的な補助金の内容は何か。事業は市が主体となって実施しているのか。	・大型量販店への販路拡大、市場の開放、朝市などのイベント実施の支援や800人もの従事者への健康診断等の福利厚生等への補助をしている。 ・事業は市と市場協会（55社）とが主体となって、協働して行っており、その他の団体は必要に応じ独自の事業を行っている。仲卸組合等については、独自に生ごみ問題やリサイクル化等への取り組みを行っている。
（コーディネーター） ・市場協会やその他団体は、法人格はあるのか。	・すべて任意の団体である。
・市場協会等各団体の総収入額はどれくらいか。	・平成20年度決算額は、市場協会は1,094万7千円、青果仲卸組合は1,260万円余、水産仲卸組合は、1,780万円、関連卸組合は316万円、関連業者むつみ会は110万円である。

<p>・各団体に対する補助金の支出根拠は何か。交付基準はどうか。</p>	<p>・総事業費に関わりなく、それぞれに補助すべきか精査して対象経費と対象外経費とを定め、その二分の一以内という交付基準に基づき支出している。</p>
<p>・補助金は特別会計か。</p>	<p>・特別会計である。一般会計から毎年4,000万円繰り入れしているが、それには市場の建設費54億円の借り入れ分の償還費を含んでいる。</p>
<p>(コーディネーター)</p> <p>・この補助金を支出することにより市場の開放、イベント等をして消費者がどれだけ来場して、収益が伸びているのかという成果はどうか。成果指標というより活動指標ではないか。また市場の活性的な度合いはどうか。</p>	<p>・確かにどれだけの成果が上がっているのか把握するのは難しいものがあるため、まずは、市場協会等がどれ程の協働の精神をもってまとまってやっているかということを目指している現状である。</p> <p>昨今の経済状況から厳しいものがあり、供給店も1,200店から500店に減少している現状であるが、市場の取扱高は微増している。</p>
<p>・テナントの利用率はどうか。</p>	<p>・昭和63年10月当時は、83社あったが、現在は55社と3割近く減っている。</p>
<p>・市場運営協議会は開かれているのか。現状をどう捉えているのか。</p>	<p>・学識経験者や生産者の代表、消費者の代表等で構成され、会議を開き、今後の市場運営のあり方を検討しており、そのなかで特に消費者に安全で安心できる生鮮食品を届けるために検査の充実や品質管理を充実させるための施設整備の2点に重点をおいている。</p>
<p>・市場協会の55社は連携がとれているのか。</p>	<p>・市場の活性化に向けてお互いに情報交換をしている。</p>
<p>・将来的に公設市場として、建物の耐用年数等の問題もあるなかで、市場協会等とどのような運営を展開していくのか、どのような展望を持っているのか。</p>	<p>・公設市場運営基本計画を立てて、地産地消の推奨や新しい産地づくりへの取り組み、卸売業者の安定集荷の確立、大型量販店への販路の拡大を考えている。</p>
<p>・取り引きしている大型量販店はどれくらいか</p>	<p>・イオン、平和堂、フォレオ、西友、マックスバリュール等市内の主な店舗はほとんどである。</p>
<p>(コーディネーター)</p> <p>・一概には言えないが、大型量販店へ販路を拡大していくことで地域の商店街がさらに衰退していくような可能性が出てくると思われるが、そのような状況にならないように考えていくことも必要かと思われる。</p>	<p>—</p>

平成21年度大平成21年度大津市事務事業評価（二次評価）事業仕分け結果

班 別	第3班	時 間	16:07~16:54
事業番号	24	所管部課名	建設部 道路管理課
事業名	(補)私道整備補助事業		
事業仕分け結果	(4)市実施 内容・規模見直し		
内 訳	(1) 不要	—	
	(2) 国及び県実施	—	
	(3) 市実施 現行通り	1名	
	(4) 市実施 内容・規模見直し	4名	
	(5) 市実施 民間委託	—	
	(6) 民営化(NPO、地域団体含む)	—	
<p>【事業仕分け判定に係る意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私道であっても、ケガや事故につながる場合の対応の方が優先度は高い。 ・お金がなくて直せない場合は、最終的に福祉部局と連携してでも自治体が直すべきと考える。 			

事業仕分け発言要旨	
コーディネーター・評価者	事業説明者・補助者
	・事業概要説明（省略）
<p>(コーディネーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の申請数は、平成22年度予算時期には増えるのか。 ・全体の市道延長に対する私道の割合は。 ・すぐに補修が必要なケースがあると思うが。 ・要望後、施工までの期間は。 ・公道認定について。 ・この制度の手続きは。 ・市民へのPRは。 ・補助率変更に伴う申請減の把握は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度は申請数と予算化数は同数である。今後地元でまともれば増える見込みである。 ・私道延長の統計データはない。旧志賀町域に未認定団地（私道）が22ある。 ・管理外である。補修方法を提案することは可能である。 ・翌年にできる場合もあれば、延長等の条件により2か年にわたるケースもある。 ・権原関係の解決が困難。市道認定要綱に則る必要がある。分筆等にも多くの経費がかかる。 ・申請があれば対応する。同意書をいただく。 ・地元要望であげていただいております、周知されている。 ・その時点でそうした相談はなかった。 ・公益性の高い道路には8~9割の補助をして管理して

	いきたい。
・公道に関する維持管理経費は。	・不足している。
・公道、私道の優先度は。	・市道が優先。私道の荒れ方はひどい。
・限られた財源。どちらかに絞るべきでは。事故やケガの危険性が高い等、基準は。今はお金の基準である。	・幅員等の基準は作っている。市として負担できない。本来は所有者である。
・申請が10件あれば可能か。	・財政に要求する。枠はあり、選択する。
・お金の条件でなく、高齢者のみで対応できない場合等は優先すべきでは。	・できない。自治会の手続き説明や業者紹介は可能である。
・守山市のように補助率30%としたらどうなるか。	・大津市は360万円の補助だが倍額の工事である。自治会なら積立をするなどの手立てが必要になる。なかなか難しい。
(コーディネーター) ・住民が施工するケースがある。公道なら責任の所在が明確。材料支給方式は。 ・私道なら公道の基準を適用しなくても良いのでは。	・大津市の市道に対する材料支給方式はある。リーダーとなっていただける方がいない。 ・私道でも市道と同等の基準を確保していただくようお願いしている。
・舗装など、市として本当に手を出さないのか。判例や弁護士に対する確認は。	・陥没等が発生している例があるが、手は出せない。道路管理者として修繕はできない。
・無理だが、補助金は出している。	・申請していただく。
・補助金は出すが、直すことはできないのか。	・補助率に関し、要綱を改正したいと考えている。
・それだと全体になる。緊急的な対応である。	・それは特定の対応になり、公平性に欠ける。
(コーディネーター) ・公益性の範囲である。プラス緊急度である。	—
・救急車等が入れるようにするといった、最低限の部分である。クリアすべきハードルはあるが。	・今のところではできない。補助率の見直しによりハードルは低くなると考えている。
(コーディネーター) ・自治会の皆さんで実施してもらおうように促す方が、補助率を上げるよりも効果的ではないか。	—
・お金のある、なしによりその都度行政側が補助率を見直してもよいのでは。	・臨機応変にできれば良いが、行政にその判断を求められることは難しい。
・要綱に弱者救済に関する事項を設けるとか。	・道路は基盤施設である。弱者も含め同等である。
・それは公平にならない。弱者を救済して公平になる。	—